

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1号認定子ども <u>法第19条第1号</u>に掲げる子どもをいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども <u>法第19条第2号</u>に掲げる子どもをいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども <u>法第19条第3号</u>に掲げる子どもをいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1号認定子ども <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる子どもをいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる子どもをいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども <u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる子どもをいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。